

平成30年度赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金2」  
被災地住民支え合い活動助成事業 Q&A

**【助成対象団体・活動内容】**

**Q 1. この助成事業での被災者の範疇は。**

- A. 浜通り地区の市町村、川俣町、田村市における、①東日本大震災による避難者、帰還者、及び転居者 ②東日本大震災により多くの住民が避難した地区に残った住民 とします。

**Q 2. 助成対象活動は？**

- A. 主に以下の活動を対象とします。
- ①東日本大震災による避難者、帰還者及び転居者の住民同士が助け合う活動
  - ②浸水被害や家屋の損壊、原発事故に伴う避難指示等により多くの住民が避難し、人口が減少するなど、コミュニティを再生するための支援が必要と思われる地区における助け合い活動
  - ③上記の被災地住民を支援する活動

**Q 3. 震災と関係なく行われる従来事業について**

**Q 3-1. 震災と関係なく行われる従来事業は、昨年度まで助成対象だったのに、今年度から助成対象から外すのはどうしてですか。**

- A. この事業は、赤い羽根「災害ボランティア・NPOサポート募金2」を原資として、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）において、平成27年度から3年間実施してきましたが、原資の減少に伴い、より支援の必要性の高い活動に対して助成を行うため、助成対象活動を見直すこととしたものです。ご理解をお願いします。

**Q 3-2. 子供会の「夏休み旅行」や「6年生を送る会」は対象となりますか。**

- A. 震災と関係なく行われる従来事業なので、対象となりません。ただし、復興公営住宅の子供と地元の子供の交流を目的とする子供会活動は、被災者を支援する活動なので、対象となります。

**Q 3-3. 敬老会は対象となりますか。**

- A. 震災と関係なく行われる従来事業なので、対象となりません。ただし、復興公営住宅で行う敬老会は、震災と関係がある事業なので、対象となります。

**Q 3-4. 防災訓練後の交流会は対象となりますか。**

- A. 震災と関係なく行われる従来事業なので、対象となりません。

**Q 4. 被災者支援のために行う活動に条件はありますか。**

- A. あります。活動の参加者に占める被災者の割合が3割程度以上であることを条件とし、精算報告時には名簿の提出を求めます。従来より行われてきた夏祭り等のイベントであっても、被災者との交流を目的に行い、かつ上記の条件を満たす場合は助成対象とします。（参加者が数百人規模であり、名簿の作成が難しい場合は、参加者数の資料の提出のみで構いません。例：参加者500人、うち地域住民300人、復興公営住宅住民200人 など）被災者の参加が少数であった場合は、事業実施後でも助成金をお返しいただく可能性があります。

**Q 5. 活動場所は県外でもよいですか。**

A. 福島県内で行う活動のみを対象とします。今年度より隣接県も対象外です。

**Q 6. 福島県民ですが、県外に避難しています。対象となりますか。**

A. 対象となりません。支援をする側も、受ける側も、どちらも福島県在住者に限ります。

**Q 7. 避難中ですが、スポーツ少年団や同窓会、職場親睦会等の会員のみで行う活動は対象となりますか。**

A. 対象となりません。避難町村の同窓会・同級会等は昨年度まで助成対象としておりましたが、友人・知人のみの活動とも言えるものであり、個人の負担で行うべき活動として今年度より助成対象外活動とします。

**Q 8. 避難中の老人クラブですが、会員のみで行う活動は対象外ですが、会員以外の参加者がある場合は対象となりますか。**

A. 会員以外の避難者や避難先地域住民との交流を目的としている場合、対象になります。ただし、新会員を勧誘する目的である場合は対象とはなりません。また、精算報告時には名簿の提出を求めます。

**Q 9. 応募団体が主催ではない行事への参加は対象になりますか。**

A. 原則として対象となりません。ただし、避難中の団体が市町村の文化祭等に参加し、各地に避難中の住民と再会して交流が図れるといった場合は、特例として対象となる可能性があります。

**※その他、助成対象外となる活動例については、助成事業のご案内（応募要項）もご覧ください。**

#### **【助成対象費用】**

**Q 10. 宿泊で行う活動の場合、宿泊施設の入場料は対象となりますか。**

A. 原則として対象となりません。助成対象外経費である宿泊費の一部と考えられるためです。入湯税のみ物品費として認めます。

**Q 11. 応募書や精算報告書を提出するための切手代や封筒代、写真代は対象となりますか。**

A. 対象となりません。申請・報告に係る経費は、応募団体に負担していただきます。

**Q 12. 応募より前に支払った経費は対象になりますか。**

A. 原則として対象となりません。福島県共同募金会で受け付けた日の翌日以降に行う（事業に着手する）活動を対象としております。ただし、実施日より数カ月前に予約・支払いをしないと会場を押さえることが難しいといった場合、特例として対象となる可能性があります。

**Q 13. 弁当茶菓代は予備分も助成対象となりますか。**

A. 原則として参加人数分のみ対象です。ただし、事前に出欠を取った人数分で弁当を注文し、当日体調不良等やむを得ない理由で欠席者が出た場合は、欠席者分も助成対象となります。

**Q14. 個人への支払いは対象となりますか。**

- A. 講師謝金とボランティアの交通費のみ対象になります。資料印刷代や事務費、電話代等の名目で個人への支払いをされるケースがありますが、助成対象とはなりませんのでご注意ください。

**Q15. 会員が講師となる場合、講師謝金は対象となりますか。**

- A. 対象となりません。外部講師への謝金、出演料のみ対象です。(上限額は1回につき講師1人当たり5,000円、団体の場合は1団体5,000円です。)

**Q16. 講師の旅費は対象となりますか。**

- A. 対象となりません。

**※その他、助成対象外となる経費例については、助成事業のご案内(応募要項)もご覧ください。**

**【活動の実施について】**

**Q17. 応募の翌日以降、助成決定前に活動を実施してもよいですか。**

- A. 助成決定前に活動を実施する場合、審査結果によっては減額や不承認となる可能性もあることを考慮した上で実施してください。助成決定後に活動を実施したい場合は、「実施日」から「活動準備期間」及び「審査期間(おおむね1ヵ月)」を逆算して、ゆとりを持って応募してください。

**Q18. 助成決定後、活動内容に変更が出た場合はどうすればよいですか。**

- A. 福島県共同募金会へご連絡ください。変更内容によっては変更届の提出が必要となります。また、内容によっては助成対象とならない場合がありますので、助成決定後に変更が生じないように、活動内容を十分に検討した上でのご応募をお願いします。

**Q19. 審査で決定した助成対象経費以外の物に、助成金を流用してもよいですか。**

- A. 原則として審査で決定した助成対象経費にお使いいただくこととしています。やむを得ず流用が必要となった場合は、事前に福島県共同募金会へご相談ください。事前相談なしで助成金の流用があった場合、内容によっては事業実施後でも助成金をお返しいただくことがあります。

**こんなことに助成します！ 例えば・・・**

- ◆復興公営住宅の住民同士が顔なじみになり支え合っていくため、芋煮会を開催。
- ◆原発事故で避難し他の市町村に住宅を再建、この辺に住む同じような避難者の人達と、月1回サロンを開いて、今住んでいる地区のことや地元の町のことなど情報交換したい。
- ◆原発事故による避難指示が解除されて地元に戻った人達で、毎週サロンを開いて絆強化。
- ◆津波浸水で多くの人が避難して地区が歯抜けになってしまったが、引っ越していった人も、新しく引っ越してきた人も、みんなで集まり、新年会をしよう。
- ◆近くに復興公営住宅が出来た。毎年やっている盆踊りに招待して、同じ地区に住む住民同士で親睦を深めよう。
- ◆復興公営住宅住民の閉じこもりや孤独感を防止するため、見守りや訪問活動を実施。